

令和6年能登半島地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する個人型年金規約第87条の2第2項、第87条の3第2項及び第87条の4第2項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件

令和6年6月14日

国民年金基金連合会

個人型年金規約第87条の2第2項、第87条の3第2項及び第87条の4第2項の規定に基づき、令和6年能登半島地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例（令和6年1月12日公告）第2号において別途公告で定めることとされている日は、同特例第1号で定めた地域のうち、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町に係る場合を除き、令和6年7月31日とする。